

## 選定療養費制度について

診療報酬改定により、同じ病気で病院（診療所）に通算180日を超えて入院されている患者様は、一部負担金以外に入院療養費（恵王病院では1日当たり1,500円）の一部を負担していただく事が国の法律でさだめられました。（『健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養』平成14年3月8日厚生労働省告知第79号）

※この180日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の医病院に入院されていた期間も含まれます。

### 180日を超える場合と対象外になる場合について

病院を退院された後、別の病気で入院されたり、3ヶ月以上病院に入院しなかった場合や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合は通算されず、次の入院の時から、新たに入院期間を計算することになります。また難病や重症等（予め国で定められた項目による）の患者様については、選定療養費制度の対象とはなりません。

ご不明な点などございましたら医事課 入院担当までお尋ねください。